平成２４年（フ）第１３６６号
埼玉県戸田市笹目４丁目24番９号
破産者　有限会社ゆーすい
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０５号
愛知県小牧市中央５丁目380番地の１
破産者　有限会社ニーズ
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００７号
愛知県小牧市大字林1195番地
破産者　蒲原　淑典
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
福岡県京都郡苅田町与原１丁目５番地２
破産者　阿部興業有限会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１７号
仙台市太白区長町３丁目４番16―302号
破産者　太田　　学
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
埼玉県秩父市滝の上町５番16号
破産者　有限会社加藤材木店
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻220番地26
破産者　久保　和博
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９３２号
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1098―３パークアベニュー東大宮104、破産手続開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮４丁目56番地３　小井戸ビル301
破産者　永原　直樹
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―12―403
破産者　小池　　匠
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６７号
さいたま市南区辻８丁目２番19号
破産者　山崎　　博
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
札幌市東区丘珠町872番地12
破産者　寺内　　隆
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２６号
札幌市中央区宮の森１条11丁目２番11号アンクレール宮の森302号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森１条15丁目４番33―306号
破産者　生田　　毅
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２６号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目４番32号　プラウド金山406号、住民票上の住所名古屋市中川区露橋２丁目15番７号　イトーピア八島マンションＢ棟708号
破産者　岸　　政成
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４号
三重県桑名市長島町押付537番地８　メゾンデラポール203号、開始決定時の住所三重県桑名市長島町又木３番地１　ラドーニ長島大地の館504号
破産者　早川正一郎
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０５号
名古屋市南区中割町４丁目110番地　中割マンション202号、開始決定時の住所名古屋市南区元塩町１丁目36番地の３　ホワイトキャッスル南ケ丘Ｃ棟203号
破産者　藤田広史こと藤田廣史こと　藤田　廣史
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３７号
愛知県日進市米野木町北山１番地223
破産者　安部　武夫
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７２号
名古屋市中川区大当郎３丁目1705番地　エンジェルスコートⅡ202号
破産者　岩塚工業こと　阿部　　進
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１４号
名古屋市中川区東かの里町406番地　アーバンかの里203号、開始決定時の住所名古屋市港区本宮町２丁目34番地の115
破産者　橋口　哲也
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２５号
愛知県知立市新林町平草44番地１　シティーハイム平草五番館201号
破産者　中村　　豊
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部